

## 刑事判例研究 (五)

——いわゆる信号無視の罪と業務上過失傷害罪との罪数関係——

山 火 正 則

道路交通法（昭和四十六年法律第九八号による改正以前のもの）四条二項、一一九条一号、刑法五四条一項

昭和四十九年一〇月一四日最二小決（昭和四十七年（刑）第二九五号業務上過失傷害、道路交通法違反被告事件）刑集二八卷七号三七二頁

〔事実〕 第一審の認定した事実の概要は、つぎのとおりである。被告人は、普通乗用車を運転して、信号機の設置されている交差点にさしかかったところ、自己の対面する信号機は赤色の点滅を表示しており、かつ、幅員一〇メートルの交差道路の右方から交差点に進来する自動車の前照灯を発見した（同車の対面信号は、当時黄色の点滅を現示）のであるから、同交差点の直前で一時停止し、左右の交通の安全を確認のうえ進行し、もって交通事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、一時停止することなく漫然時速約三〇キロメートルで交差点に進入した過失により、右自動車前部に自車右側面を衝突させ、三名に傷害を負わせたというものである。そのほか、無免許運転、酒酔い運転の事実が認定されている。

一審判決は、各業務上過失傷害罪は観念的競合の關係にあり、これと信号無視、無免許運転、酒酔い運転の各罪とは併合罪の關係にあるとした。

これに対し、被告人が控訴を申し立て、その趣意の第一において、信号無視の罪と業務上過失傷害罪とは観念的競合の關係にあると解すべきであると主張した。

原判決は、控訴を棄却したが、その理由中で、被告人が赤色燈火点滅の信号の意味する一時停止を怠ったことが本件事故発生の一条件であることは事実であるが、右信号の現示するところに従って一時停止しさえすれば他の注意義務を履践するまでもなく事故発生を回避しえたという事態でなかったことが明らかで、一時停止することなく時速約三〇料のままで左右の安全を確認すべき注意義務を怠ったことが過失となって本件事故を惹起したものであることが認められるので、信号無視がそのまま過失の内容となっている場合といふことはできず、従って一個の行為によって信号無視の罪と業務上過失傷害の罪とに該る

観念的競合と評価することはできないとし、両者の関係を併合罪の関係にあるとした一審判決は正当であると判示した。

これに対し、被告人が上告し、本件信号無視がそのまま過失行為の内容をなしており、両者の間に観念的競合の関係を認めべきである旨を骨子とする判例違反、憲法違反、事実誤認を主張した。

〔判旨〕 第二小法廷は、上告を棄却し、理由中で、上告趣意はいずれも刑法四〇五条の上告理由にあたらぬとしたが、職権をもって調査し、本件のいわゆる信号無視の罪と業務上過失傷害罪との罪数関係について、つぎのように判示した。「自動車運転者が一時停止をすべき旨の信号に従わない罪と自動車の運転の業務に従事する者が一時停止をしないで左右の安全を確認すべき業務上の注意義務を怠つて一時停止をしないで漫然交差点に進入した過失による三名に対する業務上過失傷害罪とが同一の機会に発生した本件事案において、信号機の表示する信号に従わないで一時停止をすることなく漫然交差点に進入し人身事故を発生させた被告人の動態は、自然的観察のもとにおける社会的見解上一個のものとして評価すべきものであつて、それが昭和四十六年法律第九八号による改正前の道路交通法一一九条一項一号、四号二項、昭和四十六年政令第三四八号による改正前の道路交通法施行令二条一項の罪及び刑法二二一条前段の各罪に同時に該当するのであるから、以上の罪は刑法五四条一項前段の観念的競合の関係にあると解するのが相当である（当審昭和

四十六年(あ)第一五九〇号昭和四十九年五月二十九日大法廷判決、昭和四十七年(あ)第一八九六号昭和四十九年五月二十九日大法廷判決参照。)

なお、これには岡原裁判官のつぎのような意見が付されている。「わたくしは、多数意見が本件のような信号無視一時停止の道交法違反と業務上過失致死傷との罪数関係を論ずるにあり、当裁判所昭和四十九年五月二十九日大法廷判決に従い被告人の動態を、直ちに自然的観察のもとにおける社会見解上一個のものとして評価すべきものとの理由のもとにこれを観念的競合と見ることに対し、疑問をもつものである。(中略) 観念的競合に関するわたくしの基本的な考え方は前記判例中昭和四十七年(あ)第一八九六号事件判決において反対意見として述べておいたとおりであるから参照されたいのであるが、そのわたくしの考え方によつても、その判例の多数意見によつても本件の如き不停止と事故の接着した事案に関する限り結論に差異を来さない。然し交差点(又は踏切)において停止線を超えてから横断すべき交差点(又は軌道敷)の幅が広く、相当進行してから新たな過失を原因として事故を起したとき、すなわち信号無視一時不停止が事故の原因にならずに、交差点内で例えば新たに前方注視義務懈怠があり、それが原因となつて事故を起したとき(前方を注視しておれば安全に停車し得る距離内で歩行者を発見し得たのであるのに、脇見運転をしていたために発見がおくれ急停車措置が間に合わず、歩行者を跳ね飛ばして怪我させたというような場合)を想定すれば、一時不停止は停止しておれば事故は起きなかつたであろう

という意味における事故の遠因と見得るにしても、逆から考えれば一時不停止があつても衝突事故を避け得る場合もあり得るということが判明すると思うのである。そしてこの場合後の過失が事故に結びつくことによつて一時不停止は(競合過失による場合は別として)事故の結果に対して原因とはならないものである。そもそも不停止の違反行為は停止線を越えた時点で(厳密に言えば停止線を越えてから極めて短かい時間短かい距離を進んだときに)既遂となり、違反行為としては完了し、その後は、その不停止が事故の原因又は遠因になるという意味における違法運転状態は続くけれども、不停止行為が続くわけではない。(一時不停止はそれを原因としての事故が起らなければ過失の責任を問われることはない。)その違法状態の中において事故が起きたすべての場合に、殊に一時不停止が事故の遠因に過ぎない場合に、外見上一時不停止と事故を起した行為とが自然的観察において一箇の行為であるとするのであれば、その既に完了した行為と後に新たに発生した行為との間に一箇性を認めることとなつて理論的におかしいのではあるまいか。また若し多数意見がそのようなものは特殊な場合であつて、自然的観察において別個な行為であるとするならば、一体その一行為と二行為の区別は理論上如何なる基準に拠らうとするのであろうか。社会的見解により法的評価をはなれ自然的観察に基づき単純な行為の動態だけを分析して見ても結論は出ない筈である。

そこで、わたくしは、このような場合、一時不停止による停

止義務違反の過失のままの運転が衝突事故の過失をなすという、構成要件上の重要な重なり合いがあるときは、これを一箇の行為と見るべきであるが、一時不停止があつてもそれが事故原因に結びつかず、事故直前に別個の過失があつて、それが事故の原因になるようなときは、構成要件上の重なり合いがないから、二個の行為になると見るのが妥当であると考えるのである。(以下略)

〔研究〕一 周知のように、道路交通法違反罪相互間、あるいは道路交通法違反罪と業務上過失致死傷罪との間の罪数関係が争われた三事件について、最高裁判所大法廷は昭和四九年五月二九日判決をし、そのなかで、刑法五四条一項前段にいう「一個の行為」の意義について、つぎのように述べた。「一個の行為とは、法的評価をはなれ構成要件の観点を捨象した自然的観察のもとで、行為者の動態が社会見解上一個のものとの評価をうける場合をいうと解すべきである。」(刑集二八巻四号一四頁、一五一頁、一六八頁)そして、このような「一個の行為」の判断基準のうえに、本件事案と同じように違法運転と人身事故の罪数関係が争われた昭和四七年(あ)第一八九六号事件に対し、つぎのように判決した。「酒に酔った状態で自動車を運転中に過つて人身事故を発生させた場合についてみるに、もともと自動車を運転する行為は、その形態が、通常、時間的継続と場所的移動とを伴うものであるのに対し、その過程において人身事故を発生させる行為は、運転継続中における一時点一場所

における事象であつて、前記の自然的觀察からするならば、両者は、酒に酔つた状態で運転したことが事故を惹起した過失の内容をなすものかどうかにかかわりなく、社会的見解上別個のものと評価すべきであつて、これを一個のものとみることにはできない。」(刑集二八卷四号一一四頁)

時間的継続と場所的移動を伴う運転継続中の一時点一場所における人身事故であるから、自然的觀察のもとで、違法運転行為とは別個のものであるといふのである。そこでこの前提にたてば、同じように違法運転と人身事故のばあいであっても、両者が時間的場所的に重なり合つているといえるときには、自然的觀察のもとで、一個の行為として評価される余地は残されていようにも考えられる。本件事案は、まさにこのようなばあいのひとつとして、現われてきたものであるといえよう。判決は、信号無視によつて交差点に進入した運転行為と、人身事故を惹起した運転行為とが、重なり合つていると評価したのである。わずか幅員約一〇メートルの道路に、一時停止せずに入し、事故を惹起させたというのであるから、過失行為<sup>II</sup>に注意な運転行為が、信号無視して進入した時点と一致するとみることが可能であらう(なお参照。大久保太郎「交通事故の罪数」警察学論集二八卷四号七六頁)。判決中に、信号無視行為と業務上過失傷害行為とが、「同一の機会」に発生したという表現がみられるのも、それを示すものであらう。

本判決は、最高裁判所の昭和四九年五月二九日判決が、違法

運転と人身事故の罪数関係について、観念的競合のばあいのあることも否定するものではないとの前提のうゑに、その適用例のひとつを示したものととして理解されよう。

二 観念的競合は、「一個の行為」で「数個の罪名」にふれるばあいである。したがつて、ここにいう行為は、「数個の罪名」との対比からいって、法的評価を経ない自然的なものを問題にするものであらうことは、推察できることである。法的評価を経た数個の罪名にふれる行為の基礎になつていふ自然的行為が一個であるところに、本来の一罪でもなく、しかし科刑上の数罪でもない、数罪ではあるが科刑上は一罪である観念的競合の本質がある。その意味において、前掲昭和四九年五月二九日最高裁判所判決が、一個の行為とは法的評価をはなれ構成要件的観点を捨象した自然的觀察のもとで、行為者の動態が社会的見解上一個のものと評価できるばあいであるとしたことは正しいといわなければならない。

このように、観念的競合の成立要件である一個の「行為」が自然的行為を意味するものであることは否定できない。しかし、これは、自然的行為の何であるかについて、法的評価の影響をまったくうけないという意味ではない。それは、自然的行為が犯罪行為の基礎になつていふものについて、觀察されなければならぬことから、当然のことといえよう。自然的行為の確定にあつては、その判断過程として、まず犯罪行為がいかなるものであるかが明らかにされなければならない。そして、

そこからさかのぼって、それがいかなる自然的行為に由来するものであるかが明らかにされなければならない。数個の犯罪行為について、その自然的行為が一個であるならば、観念的競合の成立がみとめられることになる。

さて、窓ガラスに対する投石行為によって、器物毀棄罪と室内の人に対する過失傷害罪とが成立したばあいには、このことをことさらに意識しなくとも、両罪の源となった自然的行為が何であるかを認識することは、容易である。投石行為は、即時的なものであるから、それじたいを観察することによって、判断できるからである。これに反して、本件のように、運転行為が問題とされるばあいは、異なる。それが、通常時間の継続と場所的移動とを伴なう継続性のあるものであるからである。このばあいには、前述した判断過程を経なければ、自然的行為を認識することはできない。継続性のある運転行為のどの部分が過失行為であるかが確定されなければ、その自然行為がいかなるものであるかを把握することはできないのであろう。要するに、過失行為の起点を解明しなければならないというわけである。このような形において、自然的行為はその発見の過程において、法的評価の制約をうけることになる。犯罪行為の自然的行為が問題とされるのであるから、当然のことであるといえよう。前掲したように、最高裁判所昭和四九年五月二九日判決は、観念的競合における一個の「行為」について、法的評価をはなれた構成要件的観点を捨象した自然的観察ということをして

べているが、それもこのようなことまで否定する趣旨ではないであろう。

三 本件のばあい、一審の事実認定によると、信号を無視して「一時停止することなく漫然時速約三〇キロメートルで交差点に進入した過失により」事故を発生させたというのであるから、この過失の起点は、信号無視のところにもとめざるをえない。したがって、本件業務上過失傷害罪の自然的行為は、信号無視して交差点に進入した時点からの運転行為ということになる。そして、これはいわゆる信号無視の罪の自然的行為としての運転行為と一致する。かくして、本件におけるいわゆる信号無視の罪と業務上過失傷害罪とは、観念的競合の関係にたつたいうことになる。

本件の事実認定を前提とするかぎり、判旨に賛成である。しかし、たとえば、幅員がかなりある広い交差道路に信号無視して、進入し、人身事故を惹起させたようなばあいは、運転行為という自然的行為が重なり合わないこともありえよう。このばあい、過失行為の起点が、信号無視のところになく、結果惹起により接したところにみいだされることも予想できるからである。そのばあいは、併合罪として考えられることになる。

(本件については、本吉邦夫調査官による判例解説がある。法曹時報二七卷六号一五〇頁参照。)